

堺市手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

(堺市手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市手数料条例施行規則（平成12年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「特定建築主事（」の次に「建築主事のうち」を加え、「建築主事を」を「要件を備えるものを」に改め、同条第16項中「第33条第1項第67号」を「第33条第1項第69号」に改め、同条第17項の表の備考第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第6条第2項の表の備考第3項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第6条の2の見出し並びに同条第9項第1号の表の備考及び同項第2号の表の備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第16項の表の備考第5項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(堺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 堺市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年規則第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関及び住宅の品質の確保の促進等に関する法律」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、同項第2号ウ中「第3条第1項」を「次条第1項」に、「建築主事」を「要件を備える者である建築主事」に改める。

(堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第3条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条

の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」に改め、同条第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」に改める。

第4条第1項第2号ウ中「建築主事」を「要件を備える者である建築主事」に改める。

第5条第2項中「。第6条において同じ」を削る。

第8条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」に改め、同条第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」に改める。

様式第1号中「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第2条第1項」を「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第2条」に改める。

様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「同条第3項」を「同法第35条第3項」に改める。

様式第5号から様式第7号までの規定中「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第8号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第10号から様式第13号までの規定中「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第16号中「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第18号中「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の堺市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、同条の規定による改正後の堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。